

第2次白井市行政経営改革実施計画 令和4年度~令和7年度

令和4(2022)年3月 白井市

1 行政経営改革実施計画について

(1) 行政経営改革実施計画の役割と位置付け

本市では、将来像を「ときめきと みどりあふれる 快活都市」と定め、その実現を 目指し、白井市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画であ る第5次総合計画(平成28年度から令和7年度まで)を策定しました。

行政経営指針は、この総合計画の実現を下支えし、将来を見据えた持続可能な行政運営を推進するための基本方針として、「市民自治のまちづくり」、「自立した行財政運営」、「将来を見据えた公共施設等の最適な配置」の3つの基本方針を定め、基本方針の下に38項目の取り組みを設けています。

行政経営改革実施計画は、行政経営指針に基づいて、市の行政経営改革を着実に推進 するための計画です。

これまでの行政経営改革実施計画では、行政経営指針の38項目を達成するため、平成30年度から令和3年度までを推進期間とし、54の具体的な取組項目を位置付け 実施してきました。

市では、行政経営改革実施計画を推進する中で、第5次総合計画後期実施計画や情報 提供計画、人材育成基本方針を新たに定めるなどし、行政経営指針の38項目のうち 30項目の実現を図ることとしました。

このことから、第2次行政経営改革実施計画では、残りの8項目に新たに「多様な収入の確保」の1項目を加えた9項目を達成するため、15の具体的な取組項目を位置付けました。

なお、策定に当たっては、行政経営改革審議会(以下「審議会」という)の意見を踏まえ、審議会や市職員などから具体的な提案をいただきました。

また、市では行政経営改革実施計画の他に、計画的かつ持続可能な行財政運営を進める上で、今後の中長期的な財政状況を把握するために、現状と今後の傾向を捉え、平成30年度に財政推計の見直しと併せて、財政健全化の取組を策定しましたが、この取組については、実効性を確保するため、第2次行政経営改革実施計画の他、第5次総合計画後期実施計画等に新たに位置付けました。

「財政推計の見直しと財政健全化の取組」について

市では、今後、公共施設の老朽化への対応、人口減少や少子化・高齢化の進展による税収の減少など厳しい財政運営が見込まれますが、国の制度変更等に伴う扶助費の追加や小中学校の耐震改修や庁舎整備などの大規模事業に伴う公債費の増加などにより、第5次総合計画策定時に行った財政推計との間に乖離が生じたため、平成30年度に「財政推計の見直しと財政健全化の取組」を策定しました。

行政経営指針の3つの基本方針

基本方針1 市民自治のまちづくり

将来にわたって持続可能なまちづくりを推進し、市民一人ひとりが自分なり の豊かさを実現できるまちを目指します。

- 1 市民参加の充実
- 2 地域コミュニティづくりの推進
- 3 情報共有の徹底と可視化

基本方針 2 自立した行財政運営

国や県に依存することのない経営的な視点により、自立した行財政運営を目 指します。また、限られた財源を有効に活用するためには、経営の視点とと もに協働の視点に立った行財政運営を目指します。

- 1 効率的な行政組織の構築
- 2 多様な人材の育成と確保

- 5 適材適所による事業主体の見直し
- 6 評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

基本方針3 将来を見据えた公共施設等の最適な配置

公共施設等の老朽化対策を進めるため、中長期的な視点に立って、行政運営 の基本的指針である総合計画や都市づくりの基本的な方向性を示す都市マ スタープランと整合を図りながら、将来を見据えた公共施設等の最適な配 置の実現を目指します。

1 公共施設等総合管理計画と個別施設計画に基づく公共施設等の最適化

※行政経営指針で定める38の取組項目の詳細はP3、P4に記載

行政経営指針の 38 項目

	行政経営指針の取組項目 今後の位置付け						
	1.市民参加 の充実	①「白井市市民参加条例」や「市民参加・協働のまちづくりプラン」により、市民参加の活性化を進めます。	通常業務で実施				
		②公益的な市民活動を持続するために必要な支援を行います。	他の計画等へ				
		③市民と積極的な協議を重ねながら、市民と市の両者が連携・協力して課題解決にあたる協働のまちづくりを進めます。	他の計画等へ				
		④市民参加に資源提供という側面を加えながら、寄付や投資を通じた地域活動支援を拓くなど、市民が市民を支えていく資源循環のあり方を模索します。	通常業務で実施				
#	2.地域コミ ュニくり づく	①自治会未加入者や自治会の活動頻度の低い人などに地域コミュニティの必要性を伝えていきます。	通常業務で実施				
基本方	推進	②地域と市との関係を多様化させ、時代に合った関係性を構築します。	他の計画等へ				
針 1		③各小学校区に地域担当職員を配置し、地域の課題解決に向けた 取り組みを支援します。	他の計画等へ				
		④小学校区を基本的な単位とする「まちづくり協議会」の設立を 促進し、地域自治の発展を支援します。	他の計画等へ				
	3.情報共有 の徹底と 可視化	①広報やICT(情報通信技術)を活用した情報提供の充実を図ります。	第2次行政経営改 革実施計画で実施				
	טואופ	②出前講座やワークショップなどを開催し、身近なところから情報の共有を進めます。	他の計画等へ				
		③行政課題を抱える市民等に対して、地域に関する情報をわかり やすく提供します。	他の計画等へ				
		④課題の解決のためだけでなく、日頃から部局横断的に職員が話 し合える場をつくります。	他の計画等へ				
	1.効率的な 行政組織 の構築	①行政組織の細分化、専門化を見直し、統廃合することにより、 行政組織の効率化・スリム化を進めます。	通常業務で実施				
	0万倍米	②突発的に発生する行政課題にも機動的に対応できる柔軟な行政組織づくりと危機管理体制の強化に取り組みます。また、部局横断的に行政課題を解決するために、プロジェクトチーム制度を導入します。	取組完了				
基		③ I C T などを活用して情報をしっかりと整理し、行政組織内の情報共有を徹底します。	他の計画等へ				
基本方針	2.多様な人 材の育成 と確保	①「白井市職員のあるべき姿」を職員自らが作成した上で、「人材育成基本方針」を見直します。	取組完了				
2	Сши	②職員一人ひとりの能力や意欲を最大限に発揮するため、「人材育成基本方針」に基づく研修等により計画的に人材を育成し、適材適所の人事配置を進めます。	他の計画等へ				
		③現場を重視する職員を育成し、職員の現場主義を徹底します。	他の計画等へ				
		④職員が地域と市民に貢献しようとする意識を醸成するため、職員が地域の活動に参加しやすい仕組みを検討し、推進します。	他の計画等へ				
		⑤職員採用にあたっては、豊富な経験、専門的な知識を持った人 材の積極的な確保に取り組みます。	他の計画等へ				

		行政经常性4小型组括中	今後の位置付け
	3.財源の確保	行政経営指針の取組項目 ①市税のほか、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保 険料、上下水道料金、保育料、給食費などの未収金の徴収体制 を強化し、徴収率を向上します。	通常業務で実施
		②使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	第2次行政経営改 革実施計画で実施
		③次世代に健全なままの白井市を引き継ぐため、地方債残高など の将来負担については、一定の方針を示し、削減します。	通常業務で実施
		④羽田空港と成田国際空港の中間地点にあり、国道 16 号や国道 464 号が通過しているという白井市の立地特性を活かし、企業等の進出を誘導します。	他の計画等へ
		⑤農商工の連携による農産物の高付加価値化やブランド化を進めます。	他の計画等へ
	4.歳出の抑制	①事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、 再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。	第 2 次行政経営改 革実施計画で実施
		②補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性 などを検証し、見直しを行います。	第2次行政経営改 革実施計画で実施
		③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適な配置を 実現することにより、公共施設等にかかる財政負担を軽減し、 平準化します。	他の計画等へ
	5.適材適所に よる事業主 体の見直し	①市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、 誰が最も事業主体として適正かを検討します。	第 2 次行政経営改 革実施計画で実施
	体の光色し	②事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。	第 2 次行政経営改 革実施計画で実施
	6.評価に基 づく行政 サービス	①第 5 次総合計画の戦略事業を対象に、最少の経費で最大の効果が得られるための評価を行います。	他の計画等へ
	の質の向上と精査	②評価にあたっては、評価対象に応じて、外部評価と内部評価を取り入れます。	他の計画等へ
		③評価することを目的とすることなく、評価することが改善の手 段となるような行政評価にします。	他の計画等へ
		④市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	第 2 次行政経営改 革実施計画で実施
		⑤行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政 サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。	第2次行政経営改 革実施計画で実施
基本	1.公共施設 等計画と 理別施設	①都市マスタープランを踏まえながら、公共施設等総合管理計画 を策定し、長期的な視点から現有する公共施設等の長寿命化や 最適な配置などを進めます。	通常業務で実施
基本方針3	計画に基づく公共	②公共施設等総合管理計画に基づき、市民との合意形成を図りながら、行動計画となる公共施設等の個別施設計画を策定します。	他の計画等へ
3	施 設 等 の 最適化	③公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、部局横断的な調整をする組織体制を構築します。	取組完了

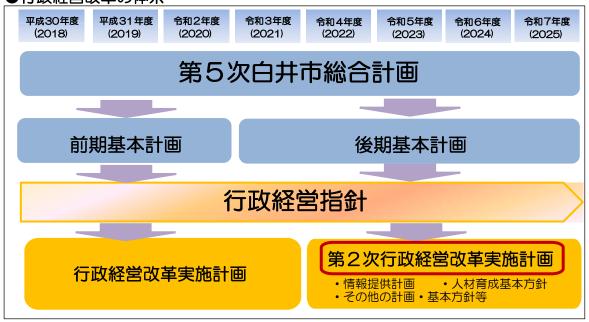
追加項目(1項目)

基本方針 2	⑥多様な収入確保策を検討し、	新たな財源を確保します。	第2次行政経営改
3.財源の確保			革実施計画で実施

(2) 行政経営改革実施計画の計画期間

第2次行政経営改革実施計画は、行政経営指針の計画期間と合わせた令和4年 度から令和7年度までの4年間を計画期間とします。

●行政経営改革の体系



(3) 行政経営改革実施計画の効果

行政経営改革実施計画は、財政上の効果額が見込める取組項目と、市民サービスの向上や市の業務の効率性が高まることが見込める取組項目によって構成されています。

財政上の効果額が見込める取組項目については、計画期間中に取組項目を実施することで、歳入が確保され、又は歳出が削減される予定の金額を効果額としており、計画策定時において、約7,347万円の効果額を見込んでいます。

また、それ以外の取組項目については、そのメリットを効果としています。

計画期間(4年間)に財政上の効果が見込める取組項目

取組番号	取組項目名	計画期間における財政効果額
2	使用料・手数料の見直し	970 万円
3	上下水道料金の適正化	※計画を具体化する中で定める。
4	 公有財産の有効活用	5, 594 万円
4	公有財産の有効活用	※有効活用の結果増減する。
5	公共施設等へのネーミングライツの導入	※計画を具体化する中で定める。
7	赤道の市道認定の促進	783 万円
8	土地の賃借廃止	※計画を具体化する中で定める。
9	補助金・扶助費の見直し	※計画を具体化する中で定める。
	合 計	7,347 万円

(4) 行政経営改革実施計画の進行管理

行政経営改革実施計画の進行管理については、庁内組織として市長をトップに した行政経営戦略会議で報告します。

また、市の審議会にも併せて報告し、提案や助言を受けることとします。

取組項目の実施内容や目標、効果については、進行管理の状況を踏まえて、適宜見直しすることとします。

なお、行政経営改革実施計画の進行管理等の結果については,ホームページ等 において、公表していきます。

2 行政経営改革実施計画の取組項目について

行政経営改革実施計画は、次の15の取組項目を位置付けています。詳細については、それぞれの取組項目をご覧ください。

※整理番号は行政経営指針の位置付けを表します。

市民自治のまちづくり

取組番号	情報共有の徹底と可視化	取組項目名	所管課	整理番号
	広報やICT(情報通信技術)を	オープンデータの推進 (P. 10)	総務課	1-3-①
1	活用した情報提供の充実を図り			
	ます。			

自立した行財政運営

] 别以廷占 			
取組番号	財源の確保	取組項目名	所管課	整理番号
2	使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。	使用料・手数料の見直し (P. 11)	財政課	2-3-(2)-1
3		上下水道料金の適正化(P. 12)	上下水道課	2-3-2-2
4	多様な収入確保策を検討し、新た な財源を確保します。	公有財産の有効活用 (P. 13)	公共施設マネジメント課	2-3-⑥-1
5		公共施設等へのネーミングラ イツの導入(P. 14)	公共施設マネジメント課	2-3-⑥-2
6		ガバメントクラウドファンディング活用の推進(P.15)	秘書課 関係各課	2-3-6-3
7		赤道の市道認定の促進(P. 16)	道路課	2-3-⑥-4

取組番号	歳出の抑制	取組項目名	所管課	整理番号
	事業の見直しや統廃合、民間委託	土地の賃借廃止(P. 17)	財政課	2-4-①
	や協働などを積極的に進めます。			
8	また、一定の費用でマンパワーの			
0	効率化を図るとともに、再任用職			
	員の能力や知識を活用し、仕事の			
	効率化を図ります。			
	補助金・扶助費について、その対	補助金・扶助費の見直し	財政課	2-4-2
9	象や必要性、妥当性、有効性など	(P. 18)		
	を検証し、見直しを行います。			

取組番号	適材適所による事業主体の見直し	取組項目名	所管課	整理番号
10	市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰	保育園の運営方法の検討と実施 (P. 19)	保育課	2-5-①-1
11	が最も事業主体として適正かを 検討します。	学童保育所の運営方法の検討 と実施 (P. 20)	保育課	2-5-①-2
12		障害者支援センターの運営方 法の検討と実施 (P. 21)	障害福祉課	2-5-①-3
13	事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。	出張所窓口の廃止(P. 22)	市民課	2-5-②

取組番号	評価に基づく行政サービスの質の向上と精査	取組項目名	所管課	整理番号
14	市民ニーズを把握し、市民の立場になって、その行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。	市政に関する市民意向等の 把握と公表 (P. 23)	企画政策課	2-6-④
15	行政サービスを精査した結果、市 民にとって必要性の低い行政サ ービスについては、勇気をもって やめる判断をします。	事業のスクラップ・リセット の徹底 (P. 24)	企画政策課	2-6-⑤

■行政経営改革実施計画の取組項目における表の見方は、次のとおりです

	新規	
	見直し改善(拡充)	
l	継続(拡充)	

A

市民自治のまちづくり B

情報共有の徹底と可視化

広報やICT(情報通信技術)を活用した情報提供の充実を図ります。

取組番					引 所管課 4			4		
<u>整理番</u> これま ⁻		(2)								
取り組					5					
これかり					6					
取り組										
目的					<u>7</u> 8					
目標時	州					宝施	スケジ	بال –		
		5	実施内容		A10.4 F #				A10 7 F	
			令和 4 年度	令和5年	-	和 6 年度	令和7年月	芟		
9										
目標					効果					
令和4			(10)		【市の効果	果 】				
年 度		【市民の刻	为果】							
令和 5					11,12007	23212				
年 度	-				-		<i>a</i>			
令和 6 年 度							11)			
					-					
令和 7 年 度										
項目					明					
Α		祖項目の分類 広充)」に分		こいます。全ての取組 ます。	項目は、「	新規」、「身	見直しる	改善(拡き	充)」、「継 ^約	続
В				十・行政経営改革実施	計画の取組	項目を記	述して	います。		
1	取約	祖項目番号で	です。							
2				営指針の位置付けを表	します。					
3		祖項目名です								
4		祖項目を推進			m.n= /-					
<u>(5)</u>				でに実施した取り組み		記人して	います	0		
6				いら実施する取り組み	です。					
7		祖項目を実施	_ : :	* *	です ケケ	中佐士 7・	担人は	かちロ土 しょう	ていまま	
8				各実施する目標の年度 なな実施内容とその実				脚時とし	しいまり。	
9				りな実施内容とその実 目標です。⑨の実施内						
10				∃標です。⑤の美施内: ≤の効果を記入してい					どの出歩	F
11)	の対	効果のある耳	D組項目の)場合は、効果額として	て金額を記	入している	ます。な	よお、検討	が具体化	
1	一てし	いないため、	計画策定	E時点で効果額を定め	ることので	きないもの	のは■	円として	います。	

•	新規
	見直し改善(拡充)
	継続(拡充)

市民自治のまちづくり

情報共有の徹底と可視化

広報やICT(情報通信技術)を活用した情報提供の充実を図ります。

			I					1			
取組番	号 1	── 項目名	 オープンデータの	推進		所	·管課	総務語	浬		
整理番		, , , , , ,									
これま ⁻ 取り組	よう公 での 県が公	開されたデ 開している	は、オープンデータ 一タ)に取り組むこ オープンデータか。 ンデータはなかった	とが義務に	けけられ	れてい	る。				
これかり	・市民向		市独自のオープンラ I Sについては、 扌								-
目的	・「透明性・信頼性の向上」、「市民参加・官民協働の推進」、「経済の活性化・行政の効率化」										区化」
目標時	期 令和5	年度									
						実	施スケ	ジュー	ル		
	実施内容					令和 5	年度	令和6	年度	令和	7 年度
オープ	ンデータの公	開に向けた準	準備・研究		1						
オープ	ンデータの公	뤼									†
市民向	け公開型GI	3 導入の検討	र्ग						Ť		
市民向	け公開型GI:	3 導入の検討	対結果に伴う実施								
		目標					効	果			
令和 4 年 度	・オープンテ	ータの公開	に向けた準備・研3	• 都	窓口・	情報等		−プン [−] 务の軽》			
令和 5 年 度	・オープンテ ・市民向け公		•	·市(【市民の効果】・市の都市計画情報等を自由に利用できる。・市民生活に役立つ新しいサービスが創出され機会が増える。						
令和 6 年 度	・オープンテ ・市民向け公		•								
令和 7 年 度	・オープンテ ・市民向け公 実施		 導入の検討結果に何	半う							

	新規
	見直し改善(拡充)
•	継続(拡充)

財源の確保

使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

		•												
取組番	号 2	─ 項目名	使用料・	手数料の	見直し			可	f管課	財政	課			
整理番·	号 2-3-2-1	711	271311		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			,,	1 11 11/1	7,1-2,1	HPIT			
これまで取り組み	・平成 29 ぎの 料とす	平成 28 年度 年度に使用 ることとし ・利用料金・	月料・手数 た。	料の見直し	をし	た結	果、平	成 30 ±	年4月	から新	たな使	用料	- 手数	
これから取り組み	ていく。 ・新型コ から、	コナウイル 令和 4 年度	ス感染症(の利用実績	の影響によ 績及び決算	り、 i [を基	当面の	間は通 って令和	通常の 和 5 年	利用実績 度から	績及び 算定等	決算と	異なる		
目的		・適正な使用料・手数料を徴収することで、市の財源を確保するため。 ・サービスを利用している人と利用していない人の負担の不公平を解消するため。												
目標時期	明 令和7:	年度												
								実	施スケ	ジュー	-ル			
		実施内容				令和 4	4 年度	令和:	5 年度	令和 6	6年度	令和	7 年度	
使用料	・手数料の見直	ΙL								\rightarrow				
市民への	の周知										\rightarrow	•		
新たな値	吏用料・手数料	の実施											-	
無料のク	公の施設の利用	料金の有料	化検討										-	
	fee data of the	目:		Jal 11 10 = 1						果		_		
令和 4 年 度	・無料の公の	施設の利用	料金の有	料化検討		【使用料の見直しに係る概算効果額】 指定管理施設分(指定管理料の減): 約8,700,000円 市管理施設分(歳入の増加):約1,000,000円								
令和 5 年 度		・使用料・手数料の見直し・無料の公の施設の利用料金の有料化検討						【積算例】公民館・A室の使用料の場合						
令和 6 年 度	市民への周	・使用料・手数料の見直し ・市民への周知 ・無料の公の施設の利用料金の有料化検討								<u> </u>				
令和 7 年 度		・新たな使用料・手数料の実施・無料の公の施設の利用料金の有料化検討												
						効男	製額				9	, 700, 0	000円	

•	新規
	見直し改善(拡充)
	継続(拡充)

財源の確保

使用料・手数料については、サービスを利用する者と利用しない者との負担の公平性の観点から見直します。

取組番 整理番		項目名	 上下水道料金の適正化 	•		所	管課	上下	水道課			
これまで 取り組	・水道事 ・水道事 ・水道事 その 経営基 み ・水道料	***・下水道 ************************************	」 事業の経営は、一般会詞 は、平成 30 年度に上下 強化のため、水道料金♂ 、令和 2 年度より改定し 年おきに検証や見直しを	水道事 対定は いた。 じ	業審調 必要でで 人後、プ	会に あると さきく3	咨問し、 の答申	. 事業 があっ	の経営 た。	健全化	2及び	
これから 取り組	の確保・水道料	₹を含めて令 金について	いては、使用料体系だけ和4年度から見直し検認は、大きく変化する社会ととし、令和7年度に	すを行い 会情勢々	い、方針 や経営で	计を決!	定する	0				
目的	・適正な	適正な料金(受益者負担)を徴収することで、経営基盤の強化を図るため。										
目標時	期 令和7	年度										
			実	施スケ	ジュー	-ル						
	令和	4 年度	令和 5	年度	令和6	年度	令和 7	7 年度				
• 下水	道使用料の検	証、見直し及	及び方針の検討									
下水道	道使用料の検証	、見直し及び	方針の検討結果に伴う実施	ī							lack	
・水道	料金の検証、	見直し及び村									—	
											•	
			標	効果								
令和 4 年 度	・下水道使用	用料の検証、	見直し及び方針の検討									
令和 5 年 度			見直し及び方針の検討									
令和 6 年 度	・下水道使り伴う実施											
令和 7 年 度	伴う実施		見直し及び方針結果に 直し及び検討		1 京石						= m	
				効果	付						■円	

	新規
	見直し改善(拡充)
•	継続(拡充)

財源の確保

取組番号	4	項目名	公有財産の有効活用		所管課		トジメント課			
整理番号	2-3-6-1	7,11	2 日が注め 日が出加		771 - 124	文化センタ	_			
これまでの 取り組み	•普通財産 •平成 29 ⁴	の使用に ‡度に公律	使用については、使用を ついて、貸付契約等によ 所財産の利活用に関する 、教職員住宅の売却やー	り、賃借料で 基本方針を策	を得ている。 定した。					
これからの 取り組み	売却また	は貸付等	の公有財産については、 の有効活用を検討してい 空きとなっている喫茶室	<。						
・財源の確保を図るため。 目的 目的										
目標時期	随時									
					実施スケ	ジュール				
		実施内容		令和 4 年度	令和 5 年度	令和6年度	令和7年度			
公有財産の	貸付等の実施	色					\longrightarrow			
普通財産等	の売却						→			
文化センタ	一の喫茶室ス	スペースの)利活用事業者の募集	\longrightarrow						
文化センタ	一の喫茶室ス	スペースの)貸付実施							
	場の有効活用									
富士南園広	場の有効活用	用の検討網	き果に伴う実施							
令和 4 年 度	公有財産の貨 普通財産等の 文化センター 者の募集 冨士南園広場)売却 −の喫茶室	ル 上施 ピスペースの利活用事業	効果 【公有財産の貸付等に係る概算効果額】 年間:約3,536,000円 (令和3年度当初予算額) 3,536,000円×4ヵ年=14,144,000円						
令和 5 .										
令和 6 年 度)売却 −の喫茶室	施 スペースの貸付実施 用の検討結果に伴う実	Ę						
令和 7 年 度)売却 −の喫茶室	施 スペースの貸付実施 用の検討結果に伴う実	効果額		55	, 947, 500 円			

•	新規
	見直し改善(拡充)
·	継続(拡充)

財源の確保

斯如来 旦	5	項目名									
取組番号		7,11	公共施設等へのネーミ	ングラ	ライツ	の _所	管課	公共抗	施設マネ	ネジメン	ノト課
	2-3-6-2		導入								
これまでの 取り組み			の導入について、過去に いことから見送った。	検討し	たこと	: はあ ⁻	ったが	、他市	町村の	状況が	いら市
これからの 取り組み	・ネーミン	グライツ	に関する基本方針を策定	した」	こで制度	き化し.	、募集	を行う	0		
目的	・施設の維持管理や修繕に係る財源確保を図るため。目的										
目標時期	目標時期 令和6年度										
						実	施スケ	・ジュー	ール		
		令和 4	4年度	令和 5	5 年度	令和 6	6 年度	令和 7	7 年度		
ネーミング	ライツ導入し	こ向けた準	準備・研究		\rightarrow						
企業の募集	:						→				
ネーミング	ライツの実施	包									->
		目					玅	果			
令和 4 年 度	ネーミングラ	ライツ導入	に向けた準備・研究	【市の効果】 ・市有施設の運営や維持管理といった費用へ新 たな財源を充てることにより安定的で健全な 施設運営となり、併せて財政負荷軽減となる。							全な
令和 5 年 度	・企業の募集 ・安定的な施設サービス等の提供を受けられ る。								られ		
令和 6 年 度	・ネーミングライツの実施										
令和 7 年 度	ネーミングラ	テイツの実	· 施	効果	額						■円

•	新規
	見直し改善(拡充)
	継続(拡充)

財源の確保

取組番	:号	6	項目名	ガバメントクラウドフ	アンラ	ディン	グ 所	管課	秘書	課・関	係各課	1
整理番	号	2-3-6-3		活用の推進								
これまで 取り組		・クラウド	ファンデ	ィングを活用した事業身	ミ績は あ	あるが、	、活用:	実績が	少ない	、 状況で	である。	
これから 取り組				ドファンディングに関す 、クラウドファンディン				課で活	用して	いく。		
目的	J	・事業実施の新たな財源として、クラウドファンディングを活用していくため。										
目標時	期	随時										
							実	施スケ	ジュー	-ル		
		実施内容				年度	令和 5	5 年度	令和6	6 年度	令和 7	7 年度
クラウ	ドフ	ァンディン?	ブに係る勉	並強会の実施						•	→	
クラウ	ドフ	<u>'ァンディン</u>	グの実施									\rightarrow
			目標	元				効	果			
令和 4 年 度	• 5	7 ラウドファ	ンディン	グに係る勉強会の実施	事	の効果 業実施 できる	にあた	こって、	新た	な財源	の確保	段が期
令和 5 年 度												
令和 6 年 度	-		ファンディングに係る勉強会の実施 ファンディングの実施									
令和 7 年 度		フヺウドファ フヺウドフヮ		グに係る勉強会の実施 ノグの実施								

•	新規
	見直し改善(拡充)
	継続(拡充)

財源の確保

	T										
取組番号	7	項目名	赤道の市道認定の促進			所	·管課	道路	課		
整理番号	2-3-6-4	~									
これまでの 取り組み	対象路線	が抽出された た赤道の	れた。	道の調査を実施し、280 路線・約 45km の市道認定 半分の詳細調査を実施し、81 路線・約 16 kmの認定							
これからの 取り組み	を認定す	・抽出された残りの赤道について、令和4年度に詳細調査を実施し、認定基準に適合する路線 を認定する。									
目的	・赤道を市	道認定する	ることで、普通交付税等(の増収	を図り	、道路	維持管	理費0	の一部を	を確保	する。
目標時期	令和4年	度									
						実	施スケ	ジュー	ール		
実施内容					4 年度	令和 5	年度	令和6	年度	令和 7	7 年度
赤道の市道	認定				\rightarrow						
			-								
	赤道の市道認	目標	標	効果							
令和 4 年 度	外担の川担誠	SÆ		【市の効果】 ・赤道を市道認定することで、普通交付税の増加が見込める。 【赤道の市道認定に係る概算効果額】 令和3年度認定:約16km							
令和 5 年 度	令和 5 年度からの積算増額:約 7,831,000 円								円		
令和 6 年 度											
令和 7 年 度										000 円	
				7/17	N 11.7				,	, 551, 0	20 I J

•	新規
	見直し改善(拡充)
	継続(拡充)

歳出の抑制

事業の見直しや統廃合、民間委託や協働などを積極的に進めます。また、一定の費用でマンパワーの効率化を図るとともに、再任用職員の能力や知識を活用し、仕事の効率化を図ります。

取組番	:号	8	項目名	土地の賃借廃止			56	管課	財政	理			
整理番	:号	2-4-①											
これまで 取り組			平成 30 年度時点で、第 5 次総合計画策定時に行った財政推計と現状の間に大きな差があったため、財政健全化の取組を策定し、土地の賃借廃止の検討及び実施をしている。										
これから 取り組			土地の利用状況を把握し、利用目的が薄れている土地については賃借を廃止する。										
目的	l	・土地の賃	・土地の賃借を見直すことで経費削減を図るため。										
目標時	期	随時											
		!	実施内容		令和 4	↓年度	実 令和 5	施スケ i 年度			令和 7	7 年度	
賃借廃.	止でき	きる土地の流	先い出し									—	
												,	
				## T				**	<u> </u>				
	・賃	借廃止でき	目標					X)]	果				
令和 4 年 度		-											
令和 5 年 度	• 賃	借廃止でき	る土地の										
令和 6 年 度	• 賃	・賃借廃止できる土地の洗い出し											
令和 7 年 度	• 賃	借廃止でき	る土地の	洗い出し	効果	額						■円	

	新規
	見直し改善(拡充)
•	継続(拡充)

歳出の抑制

補助金・扶助費について、その対象や必要性、妥当性、有効性などを検証し、見直しを行います。

取組番号	9	項目名	補助金・扶助費の見直	L	丽	管課	財政	課			
整理番号	2-4-2	-XIII									
これまでの 取り組み	した。										
これからの 取り組み	に運用し ・財政課と 結果を基	ているか。 担当課等 に方針を:	の補助金について、「白: を確認する。 でヒアリングを実施し、 示し、適正化を図る。					_			
目的	・補助金及び扶助費を適正に執行するため。										
目標時期	随時										
		実 	施スケ	・ <u>ジュ</u> ー	-ル	1					
		実施内容		令和 4 年度	令和 5	年度	令和6	年度	令和 7	年度	
補助金の見	直しの実施			\longrightarrow	•						
	の既存補助金	を・扶助費	の確認							→	
扶助費の見	直し									\rightarrow	
			-								
	はいるの目は	日本		効果							
A 4 . 3	補助金の見値 予算編成時の 扶助費の見値)既存補助	金・扶助費の確認								
	予算編成時 <i>の</i> 夫助費の見直										
	予算編成時 <i>の</i> 扶助費の見直		金・扶助費の確認								
	予算編成時 <i>の</i> 夫助費の見直		金・扶助費の確認								
				効果額						■円	

	新規
	見直し改善(拡充)
•	継続(拡充)

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番		0	項目名	保育園の運	営方法の検	討と実	:施	所	管課	保育課					
これまで 取り組	での を														
これから 取り組	うの ・運	・運営方法については、令和6年9月までに決定する。 ・運営方法を決定するためには、公立保育園のあり方を検討していく必要があるため、令和6年度にかけて検討を行い、その結果をもとに運営方法を決定していく。													
目的	- 市	・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため。										ため。			
目標時	期令	和6年	度												
			+					実	施スケ	ジュー	-ル	1			
	実施内容					令和 4	年度	令和 5	年度	令和6	年度	令和 7	年度		
保育園	の運営方法	の内部	修討				->								
保育園	の運営方法	の外音	16検討							\rightarrow					
保育園	の運営方法	の検討	対結果に基	づく準備								\rightarrow			
保育園	の運営方法	の検討	付結果に基	づく実施									→		
	少女国	の運営	ませの中	-		効果									
令和 4 年 度	▶休月恩	の連呂	方法の内	部快 哥		【市の効果】 ・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。									
令和 5 年 度	・保育園の運営方法の外部検討														
令和 6 年 度															
令和 7 年 度				討結果に基つ 討結果に基つ											

新規
見直し改善(拡充)
継続(拡充)

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

学童保育所の運営方法	の検討	·と実施	西 所管課 保育課							
契約期間では、運営委 った。 f運営とした目的である	託によ	る運営 E的なi	と指定 軍営の	E管理 [:] 確保」	者制度 「安心	等によ ・安全	なサー	-ビス		
・学童保育所の運営について、運営委託を継続するか指定管理者制度等による運営とするかを 令和6年9月までに決定する。										
・市の役割を踏まえ、市民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定するため										
	_									
			実	施スケ	ジュー	-ル				
	令和 4	年度	令和 5	年度	令和6	6 年度	令和 7	年度		
					-					
こ基づく準備							\rightarrow			
こ基づく実施								→		
				4 1						
	17.7									
7 (2.1)	・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】 ・行政サービスが向上する。									
・学童保育所の運営方法の検討										
)検討 検討結果に基づく準備										
検討結果に基づく準備 検討結果に基づく実施	-									
	記ついては、平成 29 年季 た。 では、平成 29 年季 た。 連出でででででででででででででででででででででです。 では、 運営 表記 を継います。 では、 運営 表記 できる。 では、	 ごついては、平成 29 年度からよいでは、運営委託に基づいた。 一型の軽減」ができるでいた。 ついたする。 市民サービスの質とコストを発表する。 一会のでは、運営を継続する。 一会のでできるでいた。 一会のでできるでいた。 一会のでできるでいた。 一会のでできるでいた。 一会のでできるでいた。 一会のできるでいた。 一会のできるでいた。 一会のできるできるできるできるできるできるできます。 一会のできるできるできるできるできます。 一会のできるできるできます。 一会のできるできます。 一会のできるできるできます。 一会のできるできるできます。 一会のできるできるできます。 一会のできるできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできます。 一会のできるできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできまするできます。 一会のできるできまするでは、 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできます。 一会のできるできまするできまするできまするできます。 一会のできまするできまするできまするできまするできまするできます。 一会のできまするできまするできまするできまするできまするできます。 一会のできまするできまするできまするできまするできまするできまするできまするできまする	では、平成 29 年度から運営要された。 一型の軽減」が達成できていたことができていた。 一型の軽減」が達成できていたことができていた。 一ついて、運営委託を継続するか指定を決定する。 一方では、できていたことができていた。 一ついて、運営委託を継続するか指定を決定する。 一方では、できていたことができていた。 一ついて、運営委託を継続するか指定を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	一ついては、平成 29 年度から運営委託を表現 契約期間では、運営委託による運営と指摘 た。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	プロルでは、平成29年度から運営委託を実施していた。運営をした目的である「安定的な運営の確保」目の経減」が達成できていたことから、令和3分のでいて、運営委託を継続するか指定管理者制度で決定する。 本書が、本語では、本語では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	② 中度から運営委託を実施している。 契約期間では、運営委託による運営と指定管理者制度 た。 運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心 型の軽減」が達成できていたことから、令和3年度以 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	プロいては、平成 29 年度から運営委託を実施している。 契約期間では、運営委託による運営と指定管理者制度等による運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心・安全目の軽減」が達成できていたことから、令和 3 年度以降について、運営委託を継続するか指定管理者制度等による運営法決定する。 東施スケジュール 令和 4 年度 令和 5 年度 令和 6 年度 基づく準備 こ基づく実施 フトを比較した上で、運営方法を決算 ・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】・最も適した運営方法等が決まる。 【市民の効果】・行政サービスが向上する。 フト検討 フト検討 フト検討 フト検討 フト検討 フト検討 の検討	プロンフィス では、平成 29 年度から運営委託を実施している。 契約期間では、運営委託による運営と指定管理者制度等による運営とた。 運営とした目的である「安定的な運営の確保」「安心・安全なサー目の軽減」が達成できていたことから、令和 3 年度以降についてもらっついて、運営委託を継続するか指定管理者制度等による運営とする。 ホ民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定する。 ホ民サービスの質とコストを比較した上で、運営方法を決定する。 本書の大学・中では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		

•	新規
	見直し改善(拡充)
	継続(拡充)

適材適所による事業主体の見直し

市の守備範囲をあらためて検討しながら、新たな発想の下に、誰が最も事業主体として適正かを検討します。

取組番号		項目名	障害者支援セ 討と実施	ンターの	の運営ス	運営方法の検所管課 障害福祉課							
整理番号													
これまで 取り組 <i>ã</i>	・「生活介	護」「放課 リ、自立運	一の管理運営に 後等デイサービ 営が可能なため	ころ」「相	談支援	」の事	業は、	市内	でも他				
これから 取り組a	る。	指定管理者制度から事業委託への切り替え、建物及び土地の売却もしくは賃貸等を検討する。											
目的	・市の役害	を踏まえ	、市民サービス	の質とこ	コストを	比較	した上	で、事	業主体	を決定	定する?	ため。	
目標時期	9 令和7年	=度											
							実	施スケ	ジュー	-ル			
	実施内容					年度	令和 5	5 年度	令和6	6 年度	令和 7	7年度	
障害者支	を援センターの	運営方法の)内部検討					-					
障害者支	援センターの	運営方法の)外部検討								\rightarrow		
市民への)意見徴収の実	施									→		
障害者支	援センターの選	運営方法の	検討結果に基づ	く準備								→	
		目相	票		効果								
令和 4 年 度	・障害者支援も	ェンターの	運営方法の内部	隊検討	【市の効果】 ・事務負担及び建物の維持管理費の軽減、不動産収入等の財源確保を行うことができる。 【市民の効果】								
令和 5 年 度	・障害者支援も	ェ ンターの	運営方法の内部	B検討	・行政サービスが向上する。								
令和 6 年 度	・障害者支援も	ヹンターの	運営方法の外部	隊検討									
令和 7 年 度	・市民への意見	見徴収の実	運営方法の外部 施 運営方法の検診										

•	新規
	見直し改善(拡充)
	継続(拡充)

適材適所による事業主体の見直し

事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較 した上で、事業主体を決定します。

取組番号	号 13	項目名	出張所窓口の廃止			Ē	管課	市民	理		
整理番兒	号 2-5-②	7,11	田水が心口の発並	771 自体 中戊体							
これまで 取り組 <i>る</i>											
これから 取り組み	の 無作為抽 み 5年度中の	・マイナンバーカードの交付率について、令和 4 年度中には 50%を超える見込みであるため、 無作為抽出によるアンケート調査、市民との意見交換会、出張所条例の廃止等を行い、令和 5 年度中の実施を想定している。									令和
目的			の普及に伴い、役割の少 歳出の削減を図るため。	~~ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	、つに		出口で	発皿 9	<u></u>	C \ 1.	「政の
目標時期	令和5年	度									
		+ ++=				実	施スケ	ジュー	-ル	1	
	実施内容			令和 4 年度 令和 5 年度 令和 6 年度 令和 7 年						7年度	
出張所窓	出張所窓口の廃止の検討										
無作為拍	由出によるアング	ァート調査	Š								
市民との)意見交換会及で	が 周知									
出張所窓	『口の廃止の実施										\rightarrow
			_					_			
	・山理記物口の	目標		効果							
令和 4 年 度					【市の効果】 ・役割の少なくなった出張所窓口を廃止する ことで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減 ができる。						
令和 5 年 度	出張所窓口の廃止の実施 無作為抽出によるアンケート調査 市民との意見交換会及び周知 出張所窓口の廃止の実施				─ 【市民の効果】・コンビニエンスストアでは、より幅広い時間帯で証明書等の発行ができる。出張所窓口の廃止は、マイナンバーカードの普及・─ 周知にもつながるため、結果として行政サー					- ドの	
令和 6 年 度	・出張所窓口の廃止の実施ビスの向上が期待できる。										
令和 7 年 度	・出張所窓口の廃止の実施										

	新規
	見直し改善(拡充)
•	継続(拡充)

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

市民ニーズを把握し、市民の立場になってその行政サービスが市民にとって本当に必要であるかどうかを考え、精査します。

取組番	-	可目名	 市政に関する市民意向 表	9等の排	巴握と	公所	管課	企画i	政策課	:	
整理番	号 2-6-④		衣 								
これま ⁻ 取り組	計画の領 の意識 での ・平成 29 み を実施・令和 2 4	を実施することで、市の取り組みに対する市民の意向・意識等を経年的に把握した。 ・令和2年度からアンケートの回答率の向上とモニター数の増加を図るため、一定の要件を満たした場合は抽選でプレゼントを実施する制度を創設した。									
これかり 取り組	・アンケー 度の一	の意見を募 ート結果の 層の周知を	情報提供手段について 図る。	対し、	より	広く公	表する	ととも	, こ e ∃	Eニタ-	一制
目的	・市民の ため。	意向・意識等	等の変化を的確に把握し	.、市民	:ニース	に基っ	づいてī	市の事:	業を随	時改善	手する
目標時	期随時										
	•					実	施スケ	ジュー	-ル	•	
		実施内容		令和 4	4年度	令和 5	年度	令和6	年度	令和 7	7 年度
しろい	e モニター制度を	- 活用したア	ンケートの実施と公表								\rightarrow
住民意	識調査の実施							\rightarrow			
		目相					効	果			
令和 4 年 度	・しろい e モ の実施	ニター制度	を活用したアンケート	·市」 ·市	の効果 ミニー 民ニー 民の効	- ズに基 ズを紹 果】	年的に	把握了	できる		進む。
令和 5 年 度					・市民ニーズが市政に反映される。・行政がわかりやすくなる。・自分の意向を市に伝える機会が増える。						
令和 6 年 度	・しろい e モ の実施 ・住民意識調		を活用したアンケート								
令和 7 年 度	・しろいeモ の実施	二タ一制度	を活用したアンケート	>							

	新規
	見直し改善(拡充)
•	継続(拡充)

評価に基づく行政サービスの質の向上と精査

行政サービスを精査した結果、市民にとって必要性の低い行政サービスについては、勇気をもってやめる判断をします。

取組番		15 -6-(5)	項目名	事業のスク	'ラップ・リ	セット	の徹底	E 所	管課	企画	政策課		
登埋留		_	0				1 244			<u> </u>			
これま ⁻ 取り組	進した集中し、東欧東番の廃止、仕止れらせ ま めた日声した進んと												
これかり 取り組	らの :	・「白井市事務事業評価及び事務事業の見直し基準」に基づき、また、ロジックモデルを意識 し、事業の有効性や必要性などの観点から引き続き事務事業の廃止、休止などの見直しを 進めていく。											
目的		事務事業 め。	の廃止、位	木止など抜本	的な見直し	を進め	、真に	必要な	ょものに	こ行政	資源を	投入す	「るた
目標時	期	随時											
								実	施スケ	ジュー	ール		
	実施内容				令和 4	年度	令和 5	年度	令和 6	6 年度	令和 7	7 年度	
基準に	基づく事	務事業の	の廃止、休	止など抜本的	的な見直し								->
			目標						効	果			
令和 4 年 度				止、休止など抜		・事進・市・必	む。	- の廃』 ズに基	づきず	ちの事業	業の改	は見直	
令和 5 年 度					【市民の効果】・市民ニーズが市政に反映される。・行政がわかりやすくなる。・市政に参加できる。								
令和 6 年 度	基準に	基づく事	務事業の廃」	止、休止など扐	支本的な見直 U								
令和 7 年 度	基準に	基づく事	務事業の廃」	止、休止など抜	支本的な見直し	•							

3 策定の経過

令和2年度	
	●位1日にお奴労力を完善人
令和3年	●第1回行政経営改革審議会
3月26日	・行政経営改革審議会委嘱状交付式 - 未員長・副未員長の選任
	・委員長・副委員長の選任
	・行政経営改革審議会の役割についての説明
	・これまでの市の行政経営改革についての説明 ・行政経営改革実施計画の策定についての説明
	- 11 以社名以半天旭計 回の来たに ついての説明
令和3年度	
令和3年	●第2回行政経営改革審議会
4月23日	・白井市の財政状況についての説明
	・新たな取組項目の検討方法についての説明
4月30日~	・委員各自で新たな取組項目の提案書作成
5月14日	
4月30日~	・市職員から新たな取組項目の提案募集
5月20日	
6月22日	●第3回行政経営改革審議会
	・新たな取組項目の検討
7月16日	●第4回行政経営改革審議会
, ,, , , , ,	・新たな取組項目の検討
8月24日	●第5回行政経営改革審議会
	・新たな取組項目の検討
	・市職員から募集した新たな取組項目の提案の報告
9月17日	●第6回行政経営改革審議会
	・新たな取組項目の検討結果について報告
11月5日	●第7回行政経営改革審議会
	・第2次行政経営改革実施計画(素案)の検討
11月26日	●第8回行政経営改革審議会
	・第2次行政経営改革実施計画(素案)の決定・答申
令和4年	・行政経営戦略会議で第2次行政経営改革実施計画(案)の決定
1月14日	
2月10日~	第2次行政経営改革実施計画(案)に対するパブリックコメント
2月23日	
3月14日	第2次行政経営改革実施計画の決定

4 行政経営改革審議会

(1) 行政経営改革審議会の設置について

白井市附属機関条例(平成24年12月28日条例第24号)により設置され、 次のとおり担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期を定めています。

執行機関	附属機関	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
市長	白井市行政経	(1) 行政経営改革に関する計	会長	(1) 学識経験	8人	3年
	営改革審議会	画の策定及び推進等に関す	副会長	を有する者	以内	
		る事項について調査審議す	委員	(2) 市民		
		ること。				
		(2) 行政経営改革について市				
		長に意見を述べること。				

(2) 行政経営改革審議会委員名簿

氏 名	区分	備考
坂野 喜隆	学識経験者	会長
山田 愛	市民	副会長
宗和 暢之	学識経験者	委員
岩井 義和	学識経験者	委員
太田 高史	市民	委員
今 久美子	市民	委員
大江 啓	市民	委員
高橋 友幸	市民	委員

(答申日:令和3年11月26日現在)

白井市行政経営改革実施計画 令和4年度~令和7年度

発行日 令和4年3月14日

発 行 白井市

編 集 白井市企画財政部財政課

〒270-1492 千葉県白井市復 1123

TEL 047-492-1111 (代表)

FAX 047-491-3510